

海老名市優良事業所表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に所在する中小企業であって、営業の合理化、近代化、作業環境、販売生産技術等の点で、他の模範となる優良な事業所（以下「事業所」という。）を表彰することによって、広く市内中小企業の振興と発展を図ることを目的とする。

(表彰基準)

第2条 表彰を受ける事業所は、次の各号の条件を満たすものとする。

- (1) 市内で1年以上事業を営み、資本金又は出資金が3億円以下及び従業員300名以下の事業所。
 - (2) 販売・生産・労務及び経営管理上の各部門にわたり良好で、経営成績が優良であること。
 - (3) 経営の合理化、事業所の近代化及び消費者サービスの向上が優良であること。
 - (4) 事業所内外の作業環境、従業員のための福利厚生等が優良であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、過去5年以内において、この要綱又はこれに準じると市長が認めたものにより表彰を受けたものは除く。

(推薦機関)

第3条 次に掲げる機関及び団体は、市内に該当する事業所があるときは、別紙様式により、市長に推薦するものとする。

- (1) 海老名商工会議所
- (2) その他市長が適当と認めた機関・団体

2 周知の方法については、海老名市広報に掲載する。

(選考基準)

第4条 市長は、前条の推薦に基づき、被表彰事業所を決定し推薦機関に文書で通知するものとする。

2 市長は、前条の推薦機関による推薦がなくても、表彰することが適当と認めた場

合は表彰することができる。

- 3 選考に当たっては、推薦基準のほか納税成績、公害発生の有無、市融資制度適応者にあつては、その返済状況等を勘案して決定する。

(基準日)

第5条 毎年9月1日を基準日とする。

(表彰及び記念品の授与)

第6条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

- 2 海老名商工会議所主催による優良店舗表彰については、上位3店舗について表彰状と記念品を授与して行う。

- 3 表彰事業所数は、毎年予算の範囲内において定める。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。